

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第10条第1項の規定により、次の表の左欄に掲げる土地改良区が当該右欄に掲げる土地改良事業を行うことについて平成19年5月11日認可した。

平成19年5月29日

香川県知事 真 鍋 武 紀

土地改良区名	土地改良事業名
高松市十河土地改良区	単独県費補助土地改良事業（さく井）本村地区
小田奈良須両池土地改良区	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）御厩池地区
高松市弦打土地改良区	単独市費補助土地改良事業（水路改修事業）小坂北地区
香川県内場池土地改良区	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）一の井地区
高松市西植田土地改良区	単独県費補助土地改良事業（水路改修事業）中原地区